

取引約款

本取引約款には、株式会社 Things（以下「当社」という。）が提供する第 1 条で定める本サービスに関する、当社と見積書又は申込書記載の取引先（以下「顧客」という。）との間の権利義務関係が定められている。顧客は、本取引約款の内容について同意をしたうえで、第 1 条で定める本サービス利用契約を締結しなければ、本サービスを利用することはできない。

第 1 章 共通事項

第 1 条（定義）

本取引約款における次の用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 本サービス

顧客の社内に存在する技術情報（BOMや図面を含む）を管理又は生成するためのサービス（構造化した顧客データの管理を含む。）をいう。その詳細については、当社の本サービスに関するWEBページ、当社が提供する資料、本サービスに関するサービス仕様書その他資料において定める。

(2) 本サービス利用契約

本取引約款に基づき顧客と当社の間で締結した本サービスの利用に関する契約をいう。

(3) 顧客データ

顧客が当社に提供する本サービスにおいて管理をするためのデータをいう。

(4) 認定利用者

本取引約款及び本サービス利用契約に基づき、本サービスの利用が認められた顧客の役員、従業員その他の構成員であり、当該顧客により本サービスの利用が認められた個人をいう。

(5) クレデンシャル情報

顧客が本サービスを利用する際の認証に用いるID、パスワードその他の情報をいう。

(6) オプションサービス

本サービスを利用する顧客が利用できる付加サービスをいう。その詳細は、当社が提供する資料において定める。

第 2 条（本サービス利用契約の締結）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」という。）は、本取引約款を遵守す

ることに同意の上、当社所定の方法で当社が定める一定の情報（以下、「登録情報」と言います。）を当社に提供することで、本サービスの利用の申込みを行うことができる。

2 本サービス利用契約には、以下の事項を定める。

- (1) 本サービスの料金プランと機能
- (2) 利用開始日
- (3) 利用料金（初期費用及び月額利用料）
- (4) 支払方法
- (5) 料金プランごとの制限事項

ア ユーザ数上限

イ トークン量上限

ウ ストレージ容量上限

- (6) 料金プランごとの制限事項の上限数を超えた場合の利用料金
- (7) その他本サービスの利用に関して必要な事項

3 当社は、当社の基準に従って申込者の本サービスの利用の可否を判断して、当社がその利用を可と判断した場合に、その旨を申込者に通知します。当社がその通知を発信した時点をもって、本サービス利用契約が顧客と当社間に成立し、顧客は本サービス利用契約等に従って本サービスを利用することができる。

4 当社は、以下のいずれかの事由に該当する又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、申込者の本サービス利用の申込みに対して承諾しないことがある。

- (1) 過去に本取引約款又は本サービス利用契約違反があり、当社から本サービス利用契約解除又は利用停止等の処分を受けている場合
- (2) 登録情報に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合
- (3) 当社の本サービスの運営、本サービスの提供に支障をきたすおそれがある場合、若しくは他の顧客の本サービスの利用を妨害するおそれがある場合
- (4) 反社会的勢力に該当する場合
- (5) その他当社が不適當であると合理的な理由に基づき判断する場合

5 前項の規定に基づいて申込者の本サービスの利用を認めないと判断した場合であっても、当社はその理由について開示する義務を負わない。

第3条（本取引約款と本サービス利用契約の関係）

当社と顧客との間で本サービス利用契約を締結するにあたり、本サービス利用契約において本取引約款と異なる定めをした場合は、本サービス利用契約の定めが優先的に適用される。

第4条（登録情報の変更）

本サービス利用契約の申込みの時点で当社に提供した情報（以下、「登録情報」という。）

に変更があった場合、顧客は、当社所定の方法でその旨通知・連絡を行う。顧客が登録情報の変更を速やかに通知・連絡しなかったことによって顧客に損害が生じたとしても、当該損害について当社は一切責任を負わない。

第5条（再委託）

- 1 当社は、本サービス利用契約に基づく業務又はサービス提供の全部又は一部を顧客の承諾を得ることなしに、第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができる。
- 2 前項の定めに従い委託先に本サービス利用契約に基づく業務又はサービス提供を委託する場合、当社は、本取引約款又は本サービス利用契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課すものとする。
- 3 当社は、委託先による本サービス利用契約に基づく業務又はサービス提供について、顧客に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合又は自らサービスを提供した場合と同様の責任を負う。ただし、顧客の指定した委託先の場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わない。

第6条（業務委託料等）

顧客は、本取引約款で特別の規定がある場合を除いて、本サービス利用契約に従ってその利用料金を支払わなければならない。

第7条（遅延利息）

顧客が、本サービス利用契約に定める利用料金その他の本サービス利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、顧客は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払う。

第2章 本サービス利用条件

第8条（料金プランの選択）

- 1 顧客は、本サービス利用契約の申込みにあたり、料金プランの選択をしなければならない。料金プランの詳細は、当社が提供する資料において定める。
- 2 顧客は、本サービス利用契約の契約期間中に、利用料金の金額が低いプランに変更することはできない。

第9条（本取引約款の変更）

- 1 当社は、必要に応じ、随時、本取引約款の全部又は一部を変更することができ、顧客

は、これらの変更を当社が行うことを予め本取引約款をもって承諾するものとする。

- 2 当社は、本取引約款の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の1ヶ月前までに、当該変更の内容を、顧客に通知しなければならない、これを怠ったときは、前項に基づく本取引約款の変更は、効力を有さない。
- 3 顧客が前項の通知を受けた後、本サービスを利用した場合、あるいは、前項の通知を受けてから1ヶ月以内に顧客が本サービス利用契約を解約しなかった場合、顧客は、変更希望日から変更後の本取引約款が適用されることに同意したものとする。

第10条（本サービスの内容の変更等）

- 1 当社は、いつでも本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができる。
- 2 当社が前項の措置をとる場合、当社は、顧客に対して、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により事前に通知・連絡を行う。
- 3 当社は、本条第1項に基づき当社が行った措置に基づき顧客に生じた損害について一切責任を負わない。

第11条（本サービスの一時的な停止又は中断）

- 1 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、顧客に事前に通知又は連絡することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができる。
 - (1) サーバ、通信回線その他の本サービスの利用のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 本サービスにおいて利用しているシステムの保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合
 - (3) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令による規制、司法命令等の適用により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) その他、運用上、技術上当社が本サービスの提供を一時的な停止又は中断する必要があると判断した場合
- 2 当社は、前項に定める本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断したことにより顧客に損害が生じたとしても、その損害について一切責任を負わない。
- 3 第1項各号に定める事由のいずれかによって本サービスを提供できなかった期間の発生した本サービスの利用料金について、当社は返金を行わない。

第12条（本アクセスID等の管理）

- 1 顧客は、クレデンシャル情報を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者（本サービスの他の顧客を含む。）に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことは一切できない。
- 2 前項のクレデンシャル情報を認証に用いて本サービスが利用された場合、当該利用は、当該クレデンシャル情報を付与された顧客により行われたものとみなされ、当該クレデンシャル情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって顧客に生じた損害について当社は一切責任を負わない。

第13条（支払済みの利用料金の取扱い）

利用契約が終了した場合、その事由の如何を問わず、既に当社が受領している利用料金の返金を行わない。

第14条（認定利用者による本サービスの利用）

- 1 顧客は、認定利用者に対し、本サービスの利用について、本取引約款及び本サービス利用契約の内容を周知徹底し、本取引約款及び本サービス利用契約における顧客と同等の義務を遵守させなければならない。
- 2 認定利用者による本サービスの利用は、顧客による利用とみなされ、認定利用者による利用及びその結果について顧客がすべての責任を負う。

第15条（第三者による本サービスの利用）

顧客が自らの判断で認定利用者以外の第三者に本サービスを利用させることによって生じる損害（顧客データの漏えいを含むが、これに限られない。）について、当社は一切責任を負わない。

第16条（AI機能）

- 1 当社は、本サービスにおいて、顧客の技術情報の構造化、また構造化したデータを用いた各種技術情報の生成等を行うAI機能（以下、AI機能という。AI機能には、次の各号の内容が含まれる。）を提供する。
 - (1) DRBFM/FMEAなどを含む帳票の自動生成
 - (2) BOMの自動生成
 - (3) 図面や文書からのキー項目の抽出
 - (4) AIアシスタントによる回答
 - (5) 図面の自動検図
- 2 当社は、AI機能の出力結果について正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証しない。

- 3 顧客は、A I 機能の出力結果を利用する場合、自ら又は専門的知見を有する第三者による確認・検証を行った上で利用するものとし、当該確認・検証を行わずに A I 機能の出力結果を利用したことにより顧客又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わない。
- 4 A I 機能の出力結果に知的財産権その他の権利が発生する場合、その権利は顧客に帰属する。
- 5 当社は、顧客が A I 機能に入力したデータ及び A I 機能の出力結果を、本サービス及び A I 機能の品質向上のために利用することができる。

第 17 条（禁止事項）

顧客は、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に違反する行為
- (3) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
- (4) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) クレデンシャル情報を他人に利用させる行為
- (6) 本サービスのネットワーク又はシステムに過度の負荷をかける行為
- (7) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、一部若しくは全部の複製を作成し、又はソースコードを得ようとする行為
- (8) 本サービス及び本サービスの利用のために必要なソフトウェアに対し、不正なデータ、命令、プログラム等を入力する行為
- (9) 本サービスを顧客の自らの業務目的以外の目的で使用又は利用する行為
- (10) 競合する製品若しくはサービスの開発を目的として本サービスにアクセスし又は使用する行為
- (11) 当社が定める本サービスの利用方法に違反する行為
- (12) 本サービスの円滑な実行のために必要な事項として当社が遵守を求める事項に違反する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する行為

第 18 条（非保証）

当社は本サービスについて、その品質、機能、動作、商品性、バグの不存在、顧客の本サービスの利用目的への適合性、顧客の本サービスを利用することで達成できる事業的成功、第三者の知的財産権の非侵害その他の事項に関して一切保証しない。

第19条（自己責任）

顧客は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問わない。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって当該クレーム等を処理、解決する。顧客が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

第20条（免責）

当社は、その法律上の請求原因の如何を問わず、以下の事由により顧客又は第三者に発生した損害についての責任を負わない。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
- (2) 顧客設備の障害又は本サービスを提供するために当社設備までのインターネット接続サービスの不具合等を含む顧客の接続環境の障害に起因する損害
- (3) 当社が指定していない顧客設備又は推奨環境を利用したことによって生じた損害
- (4) 当社設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (5) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの当社設備への侵入に起因する損害
- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
- (7) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を顧客が遵守しないことに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) その他当社の責に帰すべからざる事由

第21条（本サービス利用契約の有効期間）

- 1 本サービス利用契約は、同利用契約で定めた利用開始日から本サービスの利用申込書で定めた期間（同申込書で定めない場合は1年間）有効に存続する。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社が顧客に対し、又は顧客が当社に対し、前項の期間満了の1か月前までに、当該期間の満了をもって本サービス利用契約を終了する旨を通知しなかったときは、本サービス利用契約は自動的に本サービスの利用申込書で定めた期間（同申込書で定めない場合は1年間）更新され、以後も同様とする。

第3章 一般条項

第22条（秘密情報の取扱い）

- 1 顧客及び当社は、本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行のために相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。顧客データを含む。）を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者（本取引約款第5条に基づく委託先を除く。）に開示、提供又は漏えいしてはならない。
 - (1) 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
 - (2) 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から10日が経過する日又は開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱う。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
 - (1) 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 顧客及び当社は、秘密情報を、本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り開示するものとし、この場合、本取引約款又は本サービス利用契約に基づき顧客及び当社が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員及び従業員に課すものとする。また、当社は、本取引約款第5条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、当社は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。
- 4 当社は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に顧客に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- 5 顧客及び当社は、本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行の目的の範囲内でのみ秘密情報を取り扱うことができる。
- 6 本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行が完了し、もしくは本取引約款又は本サービス利用契約が終了した場合若しくは顧客の指示があった場合、当社は、顧客の指示に従って、秘密情報（複製物及び改変物を含む。）が記録された媒体を破棄もしくは顧客に返還し、また、当社が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、顧客は、当社に対し、秘密情報の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 7 本条の規定は、本取引約款が終了した日より1年間有効に存続するものとする。

第23条（個人情報の取り扱い）

- 1 顧客は、本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行に際して、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に定める個人情報又は匿名加工情報（以下、総称して「個人情報等」という。）を含んだデータを当社に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本取引約款又は本サービス利用契約の義務の履行に際して、顧客が個人情報等を含んだデータを当社に提供する場合には、顧客は当社に対し、個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
- 3 当社は、第1項に従って個人情報等が提供される場合には、個人情報保護法を順守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第24条（知的財産権侵害の非保証）

当社は顧客に対して、本サービスの利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証を行わない。ただし、当社は、顧客からの求めに応じて合理的な範囲で協力に応じるものとする。

第25条（損害賠償等）

- 1 顧客又は当社は、本取引約款又は本サービス利用契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償請求することができる。ただし、損害賠償義務者が損害賠償請求者に対して本取引約款又は本サービス利用契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因を問わず、損害賠償請求者に発生した通常損害に限定され、損害賠償義務者の責に帰することができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害等、逸失利益について損害賠償義務者は責任を負わない。
- 2 前項の規定により、損害賠償義務者が損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償義務者は、その損害賠償責任の原因となった本サービス利用契約に定める業務委託料又は利用料金の金額のうち、損害賠償請求をされた時点からみて直近6ヶ月分に相当する金額を超えて損害賠償義務を負わない。
- 3 前2項の規定は、損害賠償義務者に故意又は重過失がある場合は適用されない。

第26条（解除）

- 1 顧客及び当社は、相手方が以下の各号の一に該当したときは、書面にて通知することにより、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重要な財産に対する差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは

特別清算開始の申立てが行われたとき

- (2) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- 2 顧客及び当社は、相手方が本サービス利用契約のいずれかの条項に違反し、又は相手方の責めに帰すべき事由によって本サービス利用契約を継続し難い重大な事由が発生し（以下「違反等」という。）、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず、14日以内にこれを是正しないときは、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前各項による解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができる。また、解除された当事者は、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならない。

第27条（反社会的勢力の排除）

- 1 顧客及び当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本サービス利用契約を解除することができる。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 顧客及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本サービス利用契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて顧客の信用を棄損し、又は顧客の業務を妨害

する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 顧客及び当社は、自己又は自己の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- 4 顧客及び当社は、自己又は自己の下請又は再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- 5 顧客及び当社は、自己又は自己の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとする。
- 6 顧客又は当社が本条第3項から前項の規定のいずれかに違反した場合、相手方は何らの催告を要せずに、本サービス利用契約を解除することができる。
- 7 顧客又は当社が本条各項の規定により本サービス利用契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第28条（存続条項）

各本サービス利用契約が終了した場合であっても、第4条、第5条第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条、第13条、第15条、第18条から第20条、第22条第7項、第23条から第25条、本条、第29条から第32条の効力は有効に存続する。

第29条（通知・連絡）

- 1 当社から顧客への通知・連絡その他コンタクトを取る行為（以下、「通知等」という。）は、電子メールによる送信その他当社が適当と認める方法により行う。
- 2 当社が電子メールを用いて顧客に対して通知等を行う場合には、当該電子メールを当社が顧客に向けて発信した時点をもって、顧客にその通知等が到達したものとみなす。

第30条（権利義務の譲渡の禁止）

顧客及び当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本取引約款又は本サービス利用契約上の地位を第三者に承継させ、若しくは本取引約款又は本サービス利用契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に

供してはならない。

第 3 1 条（合意管轄及び準拠法）

- 1 本取引約款又は本サービス利用契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 本取引約款又は本サービス利用契約の成立及び効力並びに本取引約款又は本サービス利用契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠するものとする。

第 3 2 条（協議）

本取引約款又は本サービス利用契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い顧客及び当社間で協議し、円満に解決を図るものとする。

2 0 2 4 年 8 月 9 日制定

2 0 2 6 年 5 月 21 日改訂